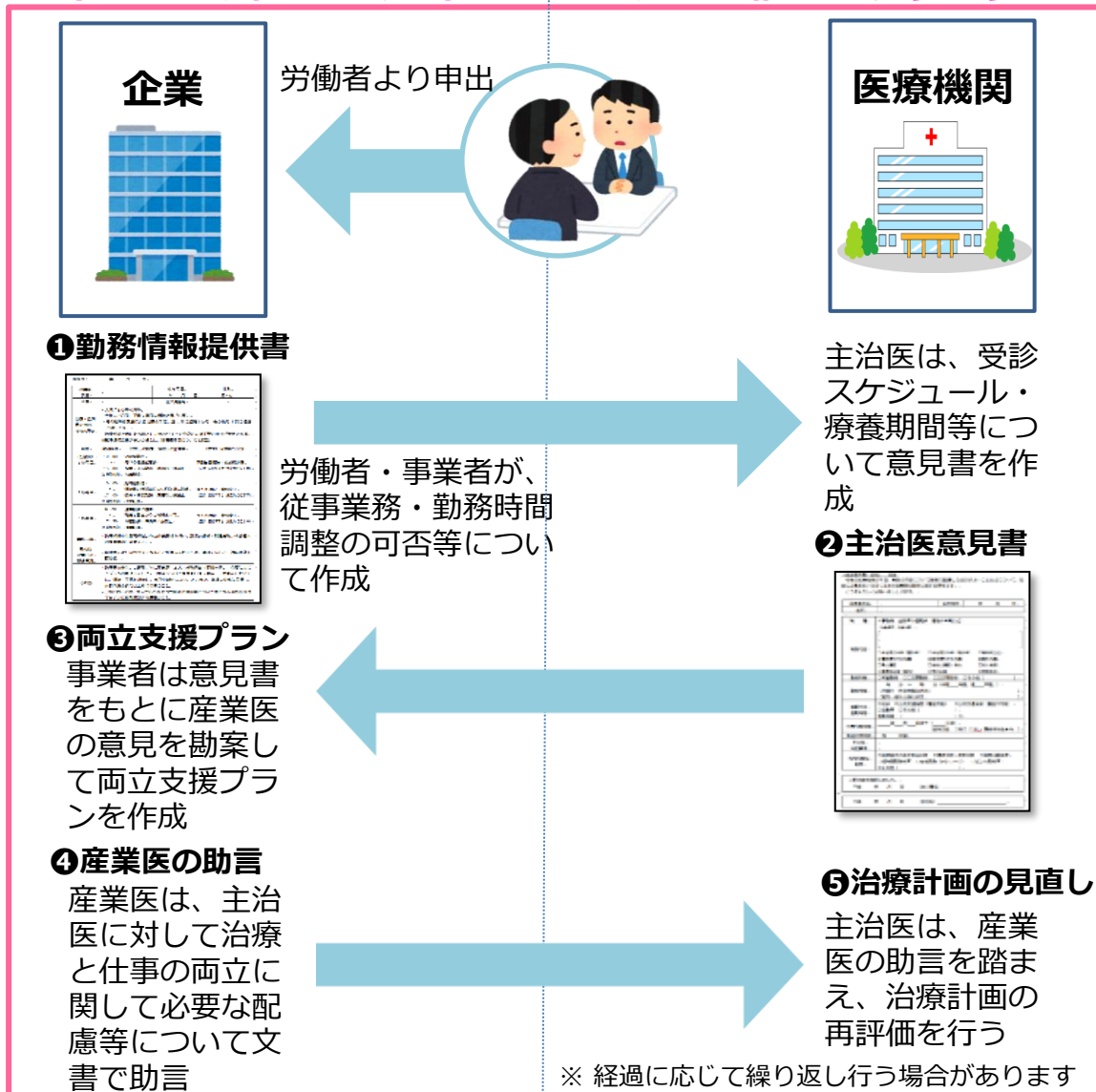


治療と仕事の両立支援とは

病気になったときに働きながら治療できるよう、休暇・勤務制度を整備し、企業と医療機関が情報交換して、労働者本人の症状や業務内容に応じた支援をすること。

働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）において、「病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みを整え、病を患った方々が、生きがいを感じながら働ける社会を目指す」こととされています。

企業・医療機関における両立支援のための情報のやりとり概要



助成金が活用できません(支給には要件があります)

治療と仕事の両立支援助成金

- **環境整備コース** 両立支援環境整備計画を作成し計画に基づき新たに両立支援制度の導入を行い、かつ、両立支援コーディネーターを配置した事業主に対して20万円助成
- **制度整備コース** 両立支援制度活用計画を作成し、計画に基づき両立支援コーディネーターを活用し、両立支援制度を用いた両立支援プランを策定し、実際に適用した事業主に対して20万円助成

問い合わせ先 兵庫産業保健総合支援センター

神戸市中央区御幸通6-1-20ジ イックスアセントビル 8F

078-230-0283

兵庫県地域両立支援推進チーム (事務局:兵庫労働局労働基準部健康課)

企業における具体的な取組方法等について

厚生労働省では、疾病を抱える労働者が、職場において適切な就業上の措置や治療に対する配慮が行われるよう、企業における治療と仕事の両立支援の具体的な取組の進め方等をまとめた「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を作成しています（平成28年2月公表）。又、以下の参考資料を作成しています。

- ・疾患別留意事項（がん、脳卒中、肝疾患、難病、糖尿病、心疾患※令和2年3月時点）
- ・企業・医療機関連携マニュアル（令和2年3月公表）

治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン概要

両立支援を行うための環境整備（実施前の準備事項）

- 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- 研修等による両立支援に関する意識啓発
- 相談窓口の明確化
- 両立支援に関する制度・体制等の整備
 - 【休暇制度】時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇
 - 【勤務制度】時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務、試し出勤制度
 - 【その他】労働者から支援を求める申出があった場合の対応手順、関係者の役割の整理、関係者間の円滑な情報共有のための仕組みづくり等

個別の両立支援の進め方

- 両立支援を必要とする労働者からの申出
- 企業と医療機関との情報のやりとり
ガイドラインの様式例を活用できます
- 職場における両立支援の検討と実施
事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者本人と十分に話合った上で、就業継続の可否、具体的な措置（作業転換等）や配慮（通院時間の確保等）の内容を決定・実施

※厚生労働省ホームページでは、具体的な両立支援の取組方法等についてまとめた「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を掲載しています。



治療と職業生活の両立 厚生労働省

検索

課題解決のための支援を無料で行っています

- 治療と仕事の両立支援セミナーの開催
- 治療と仕事の両立支援に取り組む企業への制度導入を支援
- 個別の労働者（患者）に係る相談、調整、両立支援プランの作成の支援

問い合わせ先 兵庫産業保健総合支援センター
神戸市中央区御幸通6-1-20ジ イックスアセントビル8F
078-230-0283